

高次脳機能障害とは

病気や外傷などで脳に損傷を受けると、運動や感覚の他にも、記憶、注意、遂行機能などに様々な障害が起こり、社会生活に支障が生じることがあります。それが、高次脳機能障害です。脳の損傷の受け方は一人ひとり違い、高次脳機能障害の症状は百人百様といわれています。

「見えない障害」

高次脳機能障害は、その症状を外見から判断することが難しく、「見えない障害」と言われています。入院中は、心身の機能回復がはかられ、保護的な環境におかれため問題とならなかった言動が、退院後の家庭生活や職場で困難を生じることが多くあります。「退院できたのにどうして元の生活に戻れないのか」と悩みながらも、これまで医療や福祉の十分な支援を受けることができませんでした。

平成13年度に開始された「高次脳機能障害支援モデル事業」において集積されたデータをもとに、高次脳機能障害者への支援対策を推進する観点から、以下のような診断基準が策定されました。

高次脳機能障害の診断基準（厚生労働省）

I 主要症状等

1. 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認されている
2. 現在、日常生活または社会生活に制限があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害である

II 検査所見

MRI、CT、脳波などにより認知障害の原因と考えられる脳の器質的病変の存在が確認されているか、あるいは診断書により脳の器質的病変が存在したと確認できる

III 除外項目

1. 脳の器質的病変に基づく認知障害のうち、身体障害として認定可能である症状を有するが、上記主要症状（I - 2）を欠く者は除外する
2. 診断にあたり、受傷または発症以前から有する症状と検査所見は除外する
3. 先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障害、進行性疾患を原因とするものは除外する

IV 診断

1. I～IIIをすべて満たした場合に高次脳機能障害と診断する
2. 高次脳機能障害の診断は脳の器質的病変の原因となった外傷や疾病の急性期症状を脱した後において行う
3. 神経心理学的検査の所見を参考にすることができる

なお、診断基準のIとIIIを満たす一方で、IIの検査所見で脳の器質的病変の存在を明らかにできない症例については、慎重な評価により高次脳機能障害者として診断されることがあります。

また、この診断基準については、今後の医学・医療の発展を踏まえ、適時、見直しを行うことが適当である。